必ずこの書面及び契約約款の内容をご確認ください

警備業法に基づく契約締結時交付書面（24 時間緊急通報サービス用）

（重要事項説明書）

1. 目的
ボッシュサービスソリューションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、車載型緊急通報システムによる「24 時間緊急通報サービス」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
本サービスは、Mercedes me connect 通信モジュール（以下、「本通信モジュール」といいます。）を搭載した車両（以下、「対象車両」といいます。）に関して、無償で提供されます。対象車両について本サービスを利用するためには、対象車両の自動車検査証においてその所有者又は使用者と表示された者が、24 時間緊急通報サービス契約約款（以下、「契約約款」といいます。）の内容に合意し、当社所定の書面で申込みを行うことにより、当社と 24 時間緊急通報サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結する必要があります（以下、当社と本契約を締結した者を「契約者」といいます。）。なお、当社の提供する本サービスは、警備業法第 2 条第 1 項第 4 号に定める警備業務です。
2. 本サービスについて
当社は、対象車両が交通事故や火災などの緊急事態（消防署等の救援機関（以下、「救援機関」といいます。）に通報することが社会通念上相当と考えられるものに限ります。以下、「緊急事態」といいます。）に遭遇した場合、本通信モジュールが通信可能に設定されていることを条件として、以下の各号に定める手順及び条件に従って、本サービスを、24 時間、年中無休で提供するものとします。
   ① 対象車両の緊急通報システムは、契約者及び契約者以外の者（契約者が法人の場合は、その役員及び従業員等を含みます。）であって対象車両の利用について契約者から許諾を受けた者（以下、「被許諾者」といい、契約者とあわせて以下、「利用者」といいます。）が対象車両に備え付けられた緊急通報ボタンを押すことによって手動で、又は緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーによって自動的に、起動されます。起動後、対象車両に備え付けられた本通信モジュールを通じて、音声通報とその他の必要な情報が直接当社のコールセンターに送信されます。その後、当社のオペレーターが応答します。緊急事態が確認された場合、当社のオペレーターは救援機関に通報します。また、事故の状況から必要に応じて、利用者の事前の同意に基づいて、道路管理者及びその権限を代行する者に通報します。
   ② 本サービスを利用して当社に緊急事態を連絡することは、道路交通法、消防法などの関係法令により義務づけられている措置、通報に代わる行為ではありません。従って、本サービスの利用によって利用者のこれらの法的義務は免除されません。特に、警察機関への通報については、本サービスの対象外となりますので、利用者がご自身で行っていただく必要があります。
   ③ 本サービスには、救急車やその他の医療サービスの出動は含まれていません。本サービスは、当社のオペレーターが救援機関に必要な情報を連絡した時点で終了します。本サービスの提供に関して、契約者に対する報告は特に行いません。
   ④ ストライキ、ロックアウト、政府による命令、地震、洪水、津波及び竜巻その他の天災、不可抗力、その他当社の制御を超える事態においては、本サービスを適宜調整し、又は中断する権利が当社には与えられています。また、当社はかかる事由に起因する本サービスの全部又は一部の不履行や遅滞に対し責任を負いません。また、次の各場合も同様とします。
      ・IT システムに対するウイルス又は第三者による IT 攻撃（但し、そのような攻撃を防止するための通常の対策が取られている場合に限ります。）
      ・日本、ドイツ、アメリカ又はその他の国に係る国内レベル、EU レベル又は国際レベルでの貿易規制による障害の場合
      ・当社が制御不能なその他の環境による障害の場合
      ・当社に対する役務提供者がその義務の履行を遅滞しもしくは不適切な履行をした場合
   ⑤ ①の定めにかかわらず、通信回線を提供する通信事業者の事情により、本通信モジュールが使用する通信回線の音声の送受信サービスが制限され又は停止された場合には、緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーにより自動的に行われた通報を受信し、その内容に基づいて緊急事態の可能性があると判断した場合に限り、救援機関に通報を行います。なお、③に定めるとおり、当該通報は、救急車やその他の医療サービスの出動を保証するものではありません。
3. 警備事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
（本社）〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F
（コールセンター）〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F
ボッシュサービスソリューションズ株式会社
代表取締役 菅谷 将宗
代表電話番号：03-5213-6650
お客様専用フリーダイヤル：0120-149-183
4. 警備業務を行う日及び時間帯
原則として 24 時間年中無休で対象車両からの緊急通報を受け付けます。
5. 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所
本サービスは利用者を対象とし、その氏名及び住所又は居所は、「24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書」（以下、「利用申込書」といいます。）または「24 時間緊急通報サービス変更届」（以下、「変更届」といいます。）に記載のとおりとします。
契約者が被許諾者を定める場合には、当社に対して被許諾者の氏名及び住所又は居所を、利用申込書又は変更届にて通知するものとします。契約者が被許諾者に本サービスを利用させる場合には、契約者は、当該被許諾者に本サービスについてあらかじめ説明の上、契約約款その他の関連規定の内容を遵守させる必要があります。
6. 警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務
当社のコールセンターにおいて一通報に対し最低一名が対応し、対象車両からの緊急通報の受付と救援機関への通報業務を行います。また、事故の状況から必要に応じて、利用者の事前の同意に基づき、道路管理者及びその権限を代行する者に通報します。
7. 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能
警備業法に定められた教育及び研修を受講した警備員（当社のオペレーター）が業務に従事します。
8. 警備業務に従事させる警備員が用いる服装
当社のコールセンターにおける規則に従うものとします。但し、当社のオペレーターは、特別な制服を着用することはいたしません。
9. 警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材
対象車両に搭載されたセンサー及び本通信モジュール、当社のコールセンター、並びに専用の回線装置を使用します。
10. 警備業務の対象となる者に対する危害が発生するおそれがあり、又は発生したときの措置
対象車両からの緊急通報に基づいて対象車両と通信を行い、必要に応じて救援機関に通報します。また、事故の状況から必要に応じて、利用者の事前の同意に基づき、道路管理者及びその権限を代行する者に通報します。
11. 報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項
本サービスの提供に関して、契約者に対する報告は特に行いません。
12. 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払うべき金銭の額

無償です。

13. 上欄の金銭の支払の時期及び方法
無償のため該当いたしません。

14. 警備業務を行う期間
本サービスの提供は、利用申込書の内容に不備がないことを当社が確認したことを条件に、利用申込書に記載された利用申込日から開始されます。ただし、利用申込書に記載された利用申込日が、対象車両の初度登録日より早い場合は、当該初度登録日から開始されます。
本サービスの提供は、対象車両の初度登録日から起算して 5 年目の日を経過した時点で終了するものとします。但し、期間満了 30 日前までに、当社と契約者のいずれからも本契約終了の申し出がないときは、本契約はさらに 1 年間有効なものとし、本サービスの提供も当該期間と同じ期間、延長されるものとします。また、延長後の期間満了についても同様の取扱いとします。
上記の定めにかかわらず、本サービスの提供は、対象車両の初度登録日から起算して 10 年目の日を経過した時点で最終的に終了するものとします。また、契約者が本サービスの解約をした場合や、本サービスの解除・終了事由に該当したことにより当社が本サービスの解除又は終了を行った場合は、上記の定めにかかわらず、その解約、解除又は終了が有効になった時点で、本サービスの提供は終了するものとします。

15. 警備業務の再委託に関する事項
本サービスの再委託はいたしません。

16. 免責に関する事項
本書 2 .第③号に該当する場合のほか、本サービスの提供に必要な情報の全部又は一部を当社が取得できなかった場合、当該情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合、当社の制御を超える事態のために当社が本サービスの提供を調整又は中断している場合、本サービスの利用者が契約約款その他の必要事項を遵守せず、本サービスの不適切な利用をした場合等に、当社が免責されることがあります（詳細については契約約款第 8 条参照）。

17. 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項
特段の制限規定はありません。

18. 契約の変更及び更新に関する事項
契約約款の内容は、民法第 548 条の 4 の規定に従い、当社の判断により変更される可能性があります。その場合、当社は、変更の効力が発生する時期を定め、契約約款を変更する旨、変更後の契約約款の内容及び変更の効力が発生する時期を、当社のウェブサイト（https://www.bosch.co.jp/sojp/）においてあらかじめ周知します。
契約の更新には、本書 14 に記載の本サービスの提供の更新と同じ定めを適用します。

19. 契約の解除に関する事項
利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に何ら予告することなく解除の通知をし、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、契約者が当社に届出をしている連絡先に、当該解除の通知を書面で送付するものとします。
本書面又は契約約款に定める禁止事項に違反した場合
その他の本書面又は契約約款の定めに違反した場合
当社に届出をした事項に虚偽が含まれていた場合
本サービスに重大な悪影響を及ぼすような行為があると当社が判断した場合
その他本サービスの利用に関して不適切な行為があると当社が判断した場合
契約者が本契約及び本サービスの解約を行う場合は、当社に「24 時間緊急通報サービス解約申込書（兼利用申込書送付依頼書）」を送付するとともに、本通信モジュールの停止処置を最寄りのメルセデス・ベンツ正規販売店（以下、「正規販売店」といいます。）で行う必要があります。本サービスが終了した場合には、技術上の理由により、対象車両における本通信モジュールの一切の機能が停止し、それにより、その対象車両について別途メルセデス・ベンツ日本株式会社が提供する Mercedes me connect サービスがご利用いただけなくなる点にご留意ください。
なお、本契約の解除又は解約に関して、解約金、違約金、損害賠償金その他の金銭の支払いを、当社が利用者に対して求めることはありません。

20. 警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
当社コールセンター内
代表電話番号：03-5213-6650
お客様専用フリーダイヤル：0120-149-183
E メール：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

21. これらのほか特約があるときは、その内容について
契約者が対象車両の所有者又は登録使用者でなくなった場合は、契約者は本契約の解約手続きを行うものとします（詳細については契約約款第 7 条第 1 項参照）。
契約者が対象車両を譲渡する場合は、譲受人に対して本サービスと契約約款について説明し、本サービスの利用には当社との本契約が必要であること、及び利用申込書の送付の必要がある旨を伝えるものとします（詳細については契約約款第 7 条第 2 項参照）。
本契約に起因又は関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

22. 本サービス利用申し込みのお手続きの方法について
本サービスの利用申込みに際してのお手続きは、本サービスに使用する本通信モジュールを搭載した対象車両の正規販売店にて、本書の確認、契約約款への合意及び利用申込書の提出を行うという流れです。ただし、利用申込書の提出は、利用申込書の PDF ファイルを電子メールで契約者から当社に直接送付して頂くことでも可能です。なお、本サービスの提供は、本条に列記されている書面について、それらを契約者が自ら確認・承諾して頂くことを前提としております。
また、不明な部分のお問い合わせや確認事項は、直接当社へご連絡ください。当社の担当者が対応いたします。

契約締結年月日

年　　月　　日（24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書の「利用申込日」欄に記載の日）
お手数ですが 24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書をご参照の上、契約者においてご記入願います。